○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋字堤ヶ谷二九八〇の三、二九八〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県西海市大瀬戸町多以良外郷字浦頭一七八四の一・一七八五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市千々石町庚字千々石岳四五七一の五三から四五七一の五七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町浦之名字面早流四六二四の一二八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町大間見字東大洞二〇八〇の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇八〇の三、大和町栗巣字黒手一四二八の一・一四二九の一・一四三〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四二八の三、一四二九の四から一四二九の六まで、一四三〇の四、一四三一の二、字中並一四四一の一（次の図に示す部分に限る。）、一四三八の三、一四四一の四、一四四四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十一条第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	審査の区分	審査業務開始日
一般財団法人発電設備技術検査協会	東京都港区芝大門二丁目十番十二号ＫＤＸ芝大門ビル	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十七年七月七日

○国土交通省告示第八百四十二号

木曽川水系における水資源開発基本計画の一部を平成二十七年七月三日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

2の(1)木曽川右岸施設緊急改築事業の次に次のように加える。

(2)　木曽川右岸緊急改築事業

事業目的	この事業は、岐阜県中濃地域の農地に対して必要な用水及び工業用水の供給を行う木曽川右岸施設の緊急的な改築を行うものとする。
事業主体	独立行政法人　水資源機構
河川名	飛騨川
最大取水量	毎秒約9立方メートル
予定工期	平成27年度から平成32年度まで

○国土交通省告示第八百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

篠原西一谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府船井郡京丹波町篠原

ハサコ　二〇番

二〇番乙

二一番

二六番から二九番まで

三三番から三六番まで

ヲク山

二五番

三〇番

三一番一及び三一番二

三二番から三七番まで

四一番から四九番まで

四九番乙及び四九番丙

五〇番

五〇番乙

五一番から五六番まで

五六番乙

カイ谷

一番から四番まで

四番一

中尾

五番から九番まで

八番から一一番まで

一六番

一八番から二八番まで

二八番乙及び二八番丙

二九番

二九番乙

三〇番及び三一番

三二番一から三二番六まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

京都府船井郡京丹波町篠原

ヲカサキ　四四番　一号

四五番一　十二号

四七番　十一号

中尾　三番　二号及び三号

四番　四号及び十号

五番　五号

六番　六号

一六番　七号

一八番　八号

ハサコ　二〇番　九号

○国土交通省告示第八百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

峰之下谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域